

相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領の運用基準

第1 趣旨

この運用基準は、相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領(平成24年4月1日施行)の適正かつ円滑な運用を目的とし、必要な事項について定めるものとする。

第2 業者への周知

入札の公告に次に掲げる事項を記載するとともに、入札執行の際に事前に説明する等、業者への周知徹底を図るものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

第3 入札の執行

入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定するとともに結果について通知する旨を告げて入札を終了する。

第4 調査の実施

調査基準価格を下回る価格で入札が行われ、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査等を行うため相模原市業務委託低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置き、次に掲げる事項について、必要に応じ、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 現在契約している同種業務の状況
- (4) 作業予定者の人員配置計画
- (5) 過去に契約し履行を完了した同種業務の状況
- (6) 経営状況
- (7) その他必要な事項

第5 調査結果の対応

調査委員会は、第4で定める調査の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かについて決定を行うものとする。

第6 入札執行者の対応

入札執行者は、第5の決定を受けたときは、遅滞なく契約担当者の決裁を受けて、次の措置を行うものとする。

(1) 調査の結果、適合した履行がされると認められた場合

調査委員会において、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を知らせるものとする。

(2) 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた場合

ア 調査委員会において、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをしたもの(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、直ちに落札者とせず、第4以降と同様の手続によるものとする。

イ アによる決定がされたときは、直ちに最低価格入札者に対しては、落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては、落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

第7 決定後の措置

入札執行者は、第4から第6までに係る手続により落札者を決定した場合においては、遅滞なく入札状況書にその旨を記載するものとする。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。